

平成 28 年度

事業計画

社会福祉法人 桑名市社会福祉協議会

目次

1. 基本方針	1
2. 重点目標	2
3. 事業計画	
1. 社会福祉協議会の基盤強化	2
2. 地域福祉活動の推進	3
3. ボランティア活動の推進	4
4. 福祉相談事業の推進	4
5. 各種資金等貸付事業の推進	4
6. 生活困窮者自立支援事業	5
7. 日常生活自立支援事業（基幹型）の受託運営	5
8. 桑名市福祉後見サポートセンターの運営・推進	5
9. 高齢者及び障がい者の社会参加の促進	5
10. 共同募金活動の推進	6
11. 施設管理運営事業（指定管理者）	6
12. 受託事業	6
13. 介護保険事業	7
14. 障害者総合支援法制度事業	8
15. 介護予防・日常生活支援総合事業	8
16. その他事業	8

1. 基本方針

これまで、桑名市社会福祉協議会は、地域の生活課題・福祉課題や社会的孤立に対応するため、地域ニーズの掘り起こしや相談支援システムの構築を目指し、地域福祉を推進するとともに、関係機関との協働を進めてまいりました。

少子高齢化の進展、地域社会や家族の変化等に伴い、支援が必要な方々の置かれている状況やライフスタイルは大きく変化しつつあり、身近なところで家族からの支援を受けることが難しい人々が増加しています。介護保険等の制度では対応できない支援や孤立、生活困窮を背景とした深刻な生活課題、子育てに関わる課題等、それらを横断的に対応する取り組みが必要となっており、桑名市社会福祉協議会では、そのような課題を総合的に支援できる相談体制の構築を目指します。

また、介護保険制度改正では、医療と介護の一体的な展開、日常生活圏域に着目した地域包括ケアシステムの推進等が掲げられ、介護予防の一部が地域支援事業に移行されました。

桑名市社会福祉協議会では、住民主体の助け合い活動や生活支援サービスの拡充を図るため、日常生活圏域において生活支援コーディネーターを配置し、行政、地域包括支援センター、地区社協等の関係機関と連携しながら住民主体の支援体制の構築を目指し地域福祉活動を展開します。

また、介護サービス事業においては、市が実施する公共施設のマネジメントを視野に入れながら、地域福祉活動推進部門と介護サービス部門の連携を十分に図り、介護サービスの資源を社協全体の事業・活動に活かしてまいります。

「第3期桑名市地域福祉計画」においては、推進市民会議と共に、地域の福祉課題・生活課題にも向き合っており、今後も引き続き支援を行ってまいります。

関係機関、福祉関連団体とも一層の協力・連携を図り、地域住民が主体となった地域福祉活動の推進と、地域での支え合い活動を促進して、住み慣れた地域で自分らしい生活を続け、いきいきとした暮らしができる「地域社会づくり」「福祉のまちづくり」を目指してまいります。

2. 重点目標

1. 社会福祉協議会の基盤強化
2. 地域福祉活動の推進
3. 生活支援体制整備事業の推進
4. ボランティア活動の推進
5. 総合相談支援体制の構築
6. 各種資金等貸付事業の推進
7. 生活困窮者自立支援事業の推進
8. 日常生活自立支援事業（基幹型）の受託運営
9. 桑名市福祉後見サポートセンターの運営・推進
10. 高齢者及び障がい者の社会参加の促進
11. 共同募金活動の推進
12. 施設管理運営事業（指定管理者）の推進
13. 受託事業の充実
14. 介護保険事業の健全な運営
15. 障害者総合支援法制度事業の推進
16. 介護予防・日常生活支援総合事業の推進

3. 事業計画

1. 社会福祉協議会の基盤強化
 - ◇役員会（理事会・評議員会）の機能強化
 - ・理事会、評議員会の開催
 - ◇職員体制の確保
 - ・職員の適正配置
 - ◇部会の開催
 - ・組織強化推進部会・地域福祉推進部会、介護福祉推進部会
 - ◇財政基盤の強化
 - ・社協財源の確保（寄附金への理解と啓発、共同募金活動への協力）
 - ・効率的な予算執行

2. 地域福祉活動の推進

◇地区社協の育成支援

- ・相互の情報交換や支援体制の確立

◇地区社協の新規設立

- ・現在市内で19地区の地区社協が活動

◇宅老所の活動・運営支援・新規開設

- ・現在、地区社協や自治会が市内で11箇所の宅老所を運営

◇第3期桑名市地域福祉計画の推進

- ・市民会議、推進運営会議、委員会、部会

◇民生委員児童委員協議会連合会との連携

- ・事務局の運営

◇社会福祉大会の開催

- ・顕彰（感謝状、表彰状）、記念講演

◇社協だよりの発行

- ・事業報告、各種団体活動、その他お知らせなどの掲載

◇多度すこやかフェスタの開催（多度支所）

- ・地域の福祉及び健康に関する団体などからなる実行委員会による運営

◇福祉車両運行・貸出、車椅子貸出事業（社協単独事業）

- ・高齢者や障がい者の日常生活の向上、外出支援

◇音楽療法事業

- ・音楽療法士が高齢者や障がい者の社会福祉施設や地域イベントなどに出向き、音楽を通して心豊かに、いきいきとした生活が送れることを目的として活動を行います。

◇シングルペアレント支援事業

- ・ひとり親家庭に対する支援

◇子育て支援事業

- ・ふれあいや仲間づくりを行う場の提供と遊具の貸出

◇食の安全推進事業

- ・食育に関する講演会、調理実習

◇食育推進事業（多度支所）

- ・わくわくクッキングの開催

◇脳の健康教室事業

- ・脳の健康維持、認知症予防、高齢者の学び・交流の場

◇精神保健ボランティア養成事業

- ・精神保健ボランティアの養成とフォローアップ

◇精神障がい者ふれあいサロン事業

- ・気軽に集うことができる「居場所」を提供

◇防災対策事業（備蓄品整備など）

- ・避難所開設時に迅速な対応が行えるよう備蓄品などを整備

3. ボランティア活動の推進

◇ボランティアセンターの運営

- ・個人・グループの登録推進・ボランティア連絡協議会及び団体との調整
- ・災害発生時に迅速に対応できる体制整備

◇ボランティア講座の開催

- ・傾聴、夏休み体験、災害ボランティアコーディネーター、レクリエーション、外出支援、自助具、放課後クラブなど

◇ボランティアの派遣調整

- ・ボランティアの方と支援を必要とする方のコーディネート

◇福祉教育・啓発活動の推進

- ・小中学校に対する助成事業・啓発器材の貸し出し

◇ボランティア活動・市民活動への支援

4. 福祉相談事業の推進

◇心配ごと相談

- ・社会福祉会館（毎週木曜日）

5. 各種資金等貸付事業の推進

◇生活福祉資金貸付事業

- ・三重県社会福祉協議会からの受託事業

◇しあわせ金庫貸付事業（社協単独事業）

- ・生活保護申請中の急な出費を必要とする世帯に、上限 50,000 円／件の生活資金の貸付

6. 生活困窮者自立支援事業

◇自立相談支援事業の受託

- ・生活に困窮する者が困窮状態から早期に脱却することを支援するため、本人の状態に応じた包括的かつ継続的な相談支援並びに地域における自立や就労支援等を行うことにより、生活困窮者の自立を促進します。

◇家計相談支援事業の受託

- ・家計に課題を抱える生活困窮者からの相談に応じ、家計の視点から必要な情報提供や専門的な助言・指導を行い、相談者自身の家計を管理する力を高め、早期に生活が再生されるよう支援を行います。

◇学習支援事業「学びサポート」の受託

- ・生活困窮世帯の子どもの自立支援の一環として、学習支援、学習環境の整備、進路相談等を行います。また、落ち着いて学習でき、コミュニケーション能力や自尊感情を高めることができるよう支援を行います。

7. 日常生活自立支援事業（基幹型）の受託運営

高齢者などで判断能力が十分でない方への、福祉サービス利用や日常での金銭管理、書類などの預りの支援を行います。この事業は、三重県社会福祉協議会からの受託事業で、桑名市・東員町・木曾岬町における日常生活自立支援事業の基幹的役割を担っていきます。

8. 桑名市福祉後見サポートセンターの運営・推進

- ・成年後見の受任
- ・市民後見人養成講座の開催
- ・成年後見制度の広報・啓発
- ・市民向け講演会の開催

9. 高齢者及び障がい者の社会参加の促進

◇在宅障害者デイサービス事業（受託）

◇ふれあい（健康）料理教室の開催

- ・桑名福祉センター、多度すこやかセンター

◇いきいきサロン（多度支所）、まめじゃ会（長島支所）への協力

◇一人暮らし高齢者等生きがい広場の開催

◇一人暮らし高齢者のつどい事業

◇健康づくり教室

- ・ふれあいフィットネススクール

◇在宅障がい児者サポート事業

- ・親子対象のバス旅行
- ・障がい者の休日余暇支援企画
- ・障がい児の放課後時間の充実
- ・ペアトレーニングによる保護者の支援
- ・集団療育

10. 共同募金活動の推進

社協の地域福祉事業を中心とした事業の重要な財源となり、市民の皆様の理解を深めながら募金活動に努めます。

11. 施設管理運営事業（指定管理者）

桑名市から指定管理者として管理運営を任された公共施設に関して、利用者が快適に利用していただけるように努めます。

◇総合福祉会館

◇桑名福祉センター

◇桑名北部老人福祉センター

◇多度すこやかセンター

◇長島デイサービスセンター

◇長島福祉健康センター

◇養護老人ホーム清風園

12. 受託事業

◇北部東・北部西地域包括支援センターの運営事業

- ・高齢者が住み慣れた地域で元気に過ごしていけるように、地域包括ケアシステムの推進に関する事、在宅介護・介護予防に関する事、高齢者の権利を守る事など、総合的な相談などを行います。

◇桑名山崎苑運営事業

- ・経済的困窮者やDVを受けた母子家族が共同生活に適應できるように生活支援や就労支援などを行い、自立の促進を図ります。

- ◇障がい者社会参加促進事業
 - ・点訳・声の広報など発行事業
 - ・点訳及び朗読奉仕員養成事業
- ◇要介護認定調査事業
 - ・要介護認定調査員による認定調査業務の実施
- ◇訪問給食サービス
 - ・調理が困難な一人暮らし高齢者を対象に昼食用弁当の配食を実施
- ◇障害者総合支援法事業
 - ・生活介護事業
 - ・日中一時支援事業
- ◇介護支援ボランティア制度事業
 - ・高齢者の地域貢献や社会活動へ参加を目的として、市内の介護施設などでボランティア活動を行った実績に対してポイントを付与し、ポイントに応じた交付金を支給する制度
- ◇高齢者サポーター養成事業
 - ・地域の介護力の底上げを目標として、高齢者が住み慣れた地域で過ごしていくための技術・知識を習得した「高齢者サポーター」の養成
- ◇生活支援体制整備事業
 - ・生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）を6名配置し、住民主体の活動や多様な主体によるサービスの提供体制を構築し、高齢者の支え合い体制づくりを図っていきます。
 - ・地域資源の状況把握
 - ・協議体への参画
 - ・担い手の養成
- ◇桑名市介護保険特別給付通院等乗降介助サービス
 - ・平成27年7月より開始した要支援者の状態等悪化防止。また退院後の在宅復帰の支援を目的とした期間限定のサービス
- ◇障害者相談支援事業
 - ・福祉サービス等の情報提供
 - ・日常生活全般の相談援助（健康・衣食住・就労・人間関係・余暇活動）
 - ・成年後見のための必要な援助など

1.3. 介護保険事業

- ◇居宅介護支援事業所の運営
 - ・介護保険利用者の相談対応、ケアプラン作成など

◇訪問介護事業所の運営

- ・ホームヘルパーの派遣

◇通所介護事業所の運営

- ・デイサービス

桑名福祉センター、桑名北部老人福祉センター、多度すこやかセンター、長島デイサービスセンターほほえみ

1 4. 障害者総合支援法制度事業

◇居宅介護事業所の運営

- ・障がい者の自宅にホームヘルパーが訪問し、洋服の着脱、入浴、食事の介助など日常生活の支援を行います。

◇移動支援事業（受託）

- ・社会参加などの外出に関する支援を行います。

◇特定相談支援事業所・障害児相談支援事業所の運営

- ・相談支援専門員が障がい児者の相談に応じ、サービス等利用計画の作成や市、事業者等との連絡調整を行います。

1 5. 介護予防・日常生活支援総合事業

◇通所型サービスB（健康・ケア教室）

- ・施設の交流スペースにおいて、地域の方々が相互交流する機会の提供を行います。

総合福祉会館、桑名福祉センター、桑名北部老人福祉センター

◇通所型サービスC（くらしいきいき教室）

- ・1週間に1回の利用を6か月間続ける短期集中予防サービスで、機能訓練を中心としたメニューにてサービスの提供を行います。

総合福祉会館、多度すこやかセンター、長島デイサービスセンターほほえみ

1 6. その他事業

◇社会福祉会館の管理運営

- ・会議室の貸し出し、ボランティアグループの活動拠点

◇福祉有償運送事業

- ・介護保険利用者及び障がい者の外出時の有償運送事業

◇配食弁当サービス事業

- ・ボランティア手作りの弁当を一人暮らし高齢者などへ届ける配食サービス

◇介護職員初任者研修・実務者研修の実施

- ・介護現場職員の人材育成を目的に研修を実施

◇貸衣装事業（収益事業）

- ・冠婚葬祭時などの衣装の貸し出し

◇実習生などの受け入れ

- ・社会福祉士実習指導者講習会の受講
- ・くわな特別支援学校生徒、社会福祉士、介護福祉士、看護師などの現場実習・職場体験受け入れ